税務訴訟資料 徴収関係判決 平成31年(令和元年)判決分(順号2019-21)

東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 租税債権存在確認請求事件 国側当事者・国

令和元年8月8日認容・確定

判

原告

同代表者法務大臣 山下 貴司

同指定代理人 別紙1指定代理人目録記載のとおり

被告株式会社Y

同特別代理人●●

主 文

1 原告が被告に対し別紙2租税債権目録記載の租税債権を有することを確認する。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

## 事実及び理由

- 1 原告は、平成31年4月23日、別紙3訴状写しのとおり主張し、別紙2租税債権目録記載の 租税債権に係る消滅時効の中断を目的として、被告に対し同租税債権を有することの確認を求め て本件訴えの提起をした。
- 2 別紙3訴状写し中「第2 請求の原因」記載の原告の主張のうち、その1項については当事者間に争いがなく、その余の事実については、証拠(甲3の1~5)及び弁論の全趣旨により認められる。
- 3 よって、原告の請求は理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 清水 知恵子

裁判官 進藤 壮一郎

裁判官 田中 慶太

(別紙1)

指定代理人目録

世良 正治、須波 敏之、砂川 伸吾、塩見 馨、円谷 稔

以上

別紙2、別紙 租税債権目録1、租税債権目録2 別表1から別表2まで 省略 訴 状

平成31年4月23日

東京地方裁判所民事部 御中

原告指定代理人 世 良 正 治

須 波 敏 之

砂川伸吾

塩 見 馨

濱 辺 希

原 告 国

代表者法務大臣 山 下 貴 司

指定代理人 世良正治

須 波 敏 之

砂川伸吾

塩 見 馨

濱 辺 希

被告株式会社Y

特別代理人●●

租税債権存在確認請求事件

## 第1 請求の趣旨

- 1 原告が、被告に対し、別紙租税債権目録1記載の租税債権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

## 第2 請求の原因

1 被告の現況等

被告は、コンサルティングに関する業務等を目的とする株式会社である(甲第1号証)。 被告の代表取締役であるAは、平成29年2月●日に死亡し、以後、現在に至るまで、被告 の代表取締役等は選任されていない(甲第1号証及び同第2号証)。

- 2 原告が被告に対して有する租税債権
- (1) 原告は、平成31年4月3日現在、被告に対し、別紙租税債権目録1記載のとおり、既に 納期限を経過した合計2888万7827円(ほかに未確定延滞税あり。)の租税債権(以 下「本件各租税債権」という。)を有している(甲第3号証の1)。
- (2)被告は、別紙租税債権目録1順号1及び5記載の各消費税及び地方消費税について、別表 1順号1及び5のとおり、京橋税務署長に対し、「申告日等」欄記載の日に、「本税」欄記載 の額を納税額とする確定申告を行った。
- (3)被告は、別紙租税債権目録1順号2ないし4記載の各消費税及び地方消費税について、京橋税務署長に対し、中間申告書の提出期限(別表1「法定納期限」欄記載の日と同じ。消費税法42条4項及び同法48条)までに中間申告書を提出しなかったため、別表1順号2ないし4のとおり、「法定納期限」欄記載の日に、「本税」欄記載の額を納税額とする中間申告を行ったものとみなされた(消費税法44条)。
- (4) 京橋税務署長は、別紙租税債権目録1順号6記載の消費税及び地方消費税について、別表 1順号6のとおり、被告に対し、「申告日等」欄記載の日に、「加算税」欄記載の税額の無申 告加算税の賦課決定を行った。なお、その後、上記賦課決定に対する被告からの不服申立て はないまま、その申立期限を徒過している。
- (5) 京橋税務署長は、別紙租税債権目録1順号7ないし9記載の各源泉所得税及び復興特別所得税について、別表1順号7ないし9のとおり、被告に対し、「申告日等」欄記載の日に、「加算税」欄記載の税額の不納付加算税の賦課決定及び納税の告知を行った。なお、その後、上記各賦課決定及び納税の告知に対する被告からの不服申立てはないまま、その申立期限を徒過している。
- 3 滞納処分等の状況
- (1) 京橋税務署長は、被告に対し、国税通則法(以下「通則法」という。) 37条1項に基づき、本件各租税債権につき、別表2「督促年月日」欄記載の日に、督促状によりその納付を督促した(以下「本件各督促処分」という。甲第4号証の1ないし9)。
- (2) 原告は、平成26年5月16日当時、被告に対し、別紙租税債権目録2記載のとおり、既に納期限を経過した合計831万1095円(ほかに未確定延滞税あり。)の租税債権を有していたところ(甲第3号証の2)、被告は、同日、京橋税務署長に対し、上記各租税債権のほか、同年6月2日に納期限が到来する別表1順号3記載の消費税及び地方消費税177万8800円(ほかに未確定延滞税あり。)について、同年5月30日に300万円、同年

6月30日に370万円、同年7月31日に338万9895円及び延滞税を納付する旨の納付計画を記載した納付誓約書を提出した(以下「本件承認」という。甲第5号証)。

なお、別紙租税債権目録2記載の各租税債権は、平成31年4月3日現在、いずれも滞納となっており、これらはそれぞれ、順に、別紙租税債権目録1順号1、2及び7記載の各租税債権に対応している。

- (3)被告は、別紙租税債権目録1順号1(別紙租税債権目録2順号1)記載の消費税及び地方 消費税に係る本税の一部として、平成26年5月30日に300万円を、同年6月30日に 347万0795円を納付した(甲第4号証の1)。
- (4)被告は、別紙租税債権目録1順号2(別紙租税債権目録記載2順号2)記載の消費税及び 地方消費税に係る本税の一部として、平成26年6月30日に22万9205円を、同年9 月26日に154万9595円を納付した(甲第4号証の2)。
- (5)被告は、平成26年10月31日、別紙租税債権目録1順号3記載の消費税及び地方消費税に係る本税の一部として、40万円を納付した(甲第4号証の3)。
- (6) 京橋税務署長は、平成27年2月19日、通則法43条3項の規定に基づき、被告の本件 各租税債権について、東京国税局長に徴収の引継ぎを行った。
- 4 本件各租税債権の消滅時効の中断について
- (1) 国税の徴収権の時効中断に関する法令の規定等
  - ア 通則法72条は、国税の徴収を目的とする国の権利(以下「国税の徴収権」という。) について、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって時効により消滅す ること(同条1項)、国税の徴収権の時効は援用を要せず、その利益を放棄できないこと (同条2項)、国税の徴収権の時効については、同法第7章第2節に別段の定めがあるも のを除き、民法の規定を準用すること(同条3項)を規定している。
  - イ 民法における時効の中断事由は、請求、差押え、仮差押え又は仮処分、承認とされ (同法147条各号)、中断した時効は、その中断事由が終了した時から新たに進行する とされている(同法157条1項)。

なお、民法147条3号の承認について、その具体的な方法としては、債務の一部弁済、利息の支払、担保の供与、支払の猶予の懇請などがある(川島武宜編・注釈民法(5)総則(5)124ないし128ページ参照)。

ウ 通則法 7 3 条 1 項は、国税の徴収権の時効は、同項各号の処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、同項各号に掲げる期間を経過した時から更に進行することを規定し、かかる期間として、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定については、その賦課決定により納付すべき国税の納期限までの期間(同項 2 号)、納税に関する告知については、その告知に指定された納付に関する期限までの期間(同項 3 号)、督促については、督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して 1 0 日を経過した日までの期間(同項 4 号)と規定している。

また、同条5項は、国税についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税についての国税の徴収権につき、その時効が中断することを規定している。

(2) 本件各租税債権の消滅時効の中断について

ア 本件各租税債権について、前記(1)で述べた国税の徴収権の時効中断に関する法令

の規定を当てはめ、時効中断の状況を一覧にしたものが別表2である。

まず、本件各租税債権のうち、各消費税及び地方消費税に係る国税(別紙租税債権目録1順号1ないし6、別表2順号1ないし6)の徴収権の時効は、各法定納期限(同別表「法定納期限」欄参照)の翌日から進行している。なお、このうち、別紙租税債権目録1順号6に係る国税の徴収権の時効は、通則法32条1項3号に基づく賦課決定により中断した後、同賦課決定により納付すべき納期限(同別表「納期限」欄参照)の翌日から新たに進行している(同法73条1項柱書き及び2号)。

また、本件各租税債権のうち、各源泉所得税及び復興特別所得税に係る国税(同目録順号7ないし9、同別表順号7ないし9)の徴収権の時効は、各法定納期限(同別表「法定納期限欄」参照)の翌日から進行し、同法36条1項1号に基づく納税の告知により中断した後、同告知に指定された納期限(同別表「納期限」欄参照)の翌日から新たに進行している(同法73条1項柱書き及び3号)。

そして、本件各租税債権は各納期限までに完納されなかったため、いずれも各納期限の翌日から5年を経過しないうちに、同法37条1項の規定に基づき本件各督促処分が行われている(甲第4号証の1ないし9、同別表「督促年月日」欄参照)。これにより、本件各租税債権の消滅時効は再度中断し、本件各督促処分に係る督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行している(同法73条1項4号)。

イ その後、本件各租税債権のうち、別紙租税債権目録1順号1、2及び7記載の各国税 については、本件各督促処分後の日から5年を経過する前の平成26年5月16日、被 告による本件承認(甲第5号証)が行われ、これにより、国税の徴収権の時効が中断し (民法147条3号)、同月17日から新たに時効が進行している。

なお、本件承認について、前記3(2)で述べたとおり、被告は、京橋税務署長に対し、納付誓約書(甲第5号証)を提出しているところ、同書には、同書に記載された各国税(別紙租税債権目録1順号1ないし3及び7)を「納付計画」欄のとおりに納付する旨が記載されており、これは、被告の京橋税務署長に対する、承認の具体的方法としての「支払の猶予の懇請」に当たる(前記(1)イ)。

そして、別紙租税債権目録1順号1に係る国税の徴収権の消滅時効は、本件承認の後、それぞれ中断事由から5年以内になされた平成26年5月30日の被告による一部納付(甲第4号証の1)及び同年6月30日の一部納付(甲第4号証の1)により中断し(別表2順号1)、また、別紙租税債権目録1順号2に係る国税の徴収権の時効は、本件承認の後、それぞれ中断事由から5年以内になされた同年6月30日の一部納付(甲第4号証の2)及び同年9月26日の一部納付(甲第4号証の2)により中断し(別表2順号2)、それぞれ各一部納付の翌日から新たに時効が進行している。

- ウ また、本件各租税債権のうち、別紙租税債権目録1順号3に係る国税の徴収権の消滅 時効は、本件各督促処分後の日から5年以内になされた平成26年10月31日の被告 による一部納付(甲第4号証の3)により中断し(別表2順号3)、同日の翌日から新た に時効が進行している。
- エ 以上のとおり、本件各租税債権に係る国税の徴収権の時効は、現在において、いずれ も、中断から5年を経過しておらず、時効により消滅していない。
- 5 本件各租税債権存在確認請求の必要性(確認の利益)

原告は、被告に対して本件各租税債権を有しているが、現在において被告の財産が見当たらないことから、被告に対する滞納処分等による時効中断措置を採ることができない。

したがって、このまま放置すれば、本件各租税債権のうち、別紙租税債権目録1順号7に係る国税の徴収権は、本件承認をした平成26年5月16日の翌日から5年の経過(平成31年5月16日)をもって時効により消滅し、その他の租税債権に係る国税の徴収権についても順次時効により消滅することとなるから、原告は、時効中断のために本件訴訟を提起するものであり(民法147条1号)、確認の利益は認められる。

## 第3 結語

よって、原告は、時効の進行を中断するため、被告に対し、本件各租税債権を有することの 確認を求める。

以上